

令和 8 年 3 月 2 3 日

保護者の皆様

大阪市立北稜中学校  
校長 神山 卓也

## 令和 8 年度からの服装に関する校則の一部変更について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、文部科学省は令和 4 年（2022 年）12 月に「生徒指導提要」を 12 年ぶりに改訂し、校則について「絶えず見直しを行うこと」を各学校に求めるとともに、見直しの過程に児童生徒や保護者が参画することの重要性を示しました。この改訂では、校則の内容が社会の変化や児童生徒の実態に合ったものであるかを点検し、必要に応じて柔軟に見直していく姿勢が学校に求められています。

本校においても、この趣旨をふまえ、生徒「意見箱」での意見集約、PTA 役員会でのご意見聴取など、幅広くご意見をうかがってまいりました。その結果、特に服装に関する校則について「肌着や靴下の色の選択肢を広げてほしい」「靴の色の指定を緩和してほしい」というご要望が、生徒・保護者双方から寄せられました。

こうしたご意見や、改訂された生徒指導提要の趣旨を総合的にふまえ、校内の検討委員会において協議を重ねた結果、**令和 8 年（2026 年）4 月より、服装に関する校則の一部を下記のとおり変更することといたしました。**

なお、今回の変更は、学校生活における秩序や安全を維持しつつ、生徒一人ひとりの多様性を尊重し、より過ごしやすい学校生活を実現することを目的としています。変更内容をご確認のうえ、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 肌着について

	現行（～令和 7 年度末まで）	変更後（令和 8 年 4 月～）
肌着	白またはベージュのみ	無地またはワンポイントで、派手でない 落ち着いた色であれば可 （黒・紺なども可）

※本校の制服は透けにくい素材ですが、派手な色の肌着は制服から透けて見える場合があります。引き続き落ち着いた色のものを着用してください。

#### 2 靴下について

	現行（～令和 7 年度末まで）	変更後（令和 8 年 4 月～）
靴下	白色のみ（ワンポイントまで可）	白色・黒色・紺色（ワンポイントまで可）

※一周ラインが入っているものや華美なデザインのものとは認めません。柄はこれまでどおりワンポイントまでです。

### 3 靴（通学靴）について

	現行（～令和7年度末まで）	変更後（令和8年4月～）
靴	白色の運動靴のみ	運動靴であれば色の指定なし （ハイカットは不可）

※安全面や体育の授業・部活動時の活動のしやすさの観点から、ハイカットの靴は禁止とします。

※これまでどおり白色の運動靴を着用していただいても差し支えありません。この変更に伴って新たに靴を買い替える必要はありませんので、ご安心ください。

---

#### よくあるご質問

**Q1** 4月から必ず新しい靴や靴下を用意しなければいけませんか？

**A1** いいえ、その必要はありません。今回の変更は選択肢を広げるものであり、これまでの規定に沿ったもの（白色の靴下・白色の運動靴など）はそのまま使用できます。買い替えの時期に合わせてご検討ください。

**Q2** 肌着の「派手でない色」とは、具体的にどのような色ですか？

**A2** 白・ベージュに加え、黒・紺・グレーなどの落ち着いた色を想定しています。蛍光色や原色など、制服から透けて目立つような色はお控えください。

**Q3** 靴下のワンポイントとはどの程度のものでしょうか？

**A3** メーカーのロゴマークなど、小さな刺繍やマークが1つ入っている程度のもので、一周ラインが入っているもの・大きな柄が入っているものなど華美なデザインは認めません。

**Q4** ハイカットの靴はなぜ禁止なのですか？

**A4** 体育の授業や避難時など、素早い動作が求められる場面での安全性を考慮しています。ローカットの運動靴をお選びください。

**Q5** なぜこのタイミングで校則を変更するのですか？

**A5** 令和4年12月に文部科学省が改訂した「生徒指導提要」において、校則は社会の変化をふまえて絶えず見直すことが重要であると示されました。本校ではこの趣旨に沿い、検討を進めてまいりました。

---

以上の変更につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ先】

大阪市立北稜中学校 教頭 齊部（さいべ）孝之  
電話：06-6351-4259（平日 8:30～17:00）